

令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

### 精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化:Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学教授

研究協力者 荒木宏子 慶應義塾大学訪問研究員

#### 研究要旨

本研究では、近年急増した精神障害雇用者の賃金分布がどのように変化したか、厚生労働省「障害者雇用実態調査(平成 25、30 年)」と「生活のしづらさなどに関する調査(平成 23、28 年)」の個票データに基づき分析した。2013 年から 2018 年の 5 年間で、採用前に障害が判明していた精神障害雇用者の賃金は統計的に有意に上昇していた。さらに、Blinder-Oaxaca 分解によってこの賃金上昇の要因を検証したところ、地域別最低賃金の引上げ(構成変化)による影響が大きかったこと、また、相対的に障害程度の軽い精神障害 3 級の賃金率上昇(構造変化)もこれに寄与していたことを確認した。地域別最低賃金との相関が高いことは、精神障害者の賃金水準の低さを示すものと考えられる。近年の精神障害者の賃金上昇が、貧困リスクの緩和にどれほど寄与したかを把握することは、今後に残された課題である。

#### A. 研究目的

近年、精神障害者雇用を量的に促進する制度基盤が整備され、障害種別の人口分布の変化ともあいまって、精神障害者雇用は急速に拡大した。しかし、そうした精神障害者雇用の量的変化の中で、雇用の質的变化、特に賃金構造の変化についての知見は限られている。そこで本稿では、厚生労働省「障害者雇用実態調査」の個票に基づき、急速に精神障害者の雇用が拡大した 2013 年から 2018 年の精神障害者の賃金変化とその要因を、障害である

ことが判明した時点も統御した上で明らかにすることを目的とする。

#### B. 研究方法

厚生労働省「障害者雇用実態調査(平成 25、30 年)」個票を用い賃金関数を推定し、「生活のしづらさなどに関する調査(平成 23、28 年)」個票を用い精神保健福祉手帳取得者のうち各等級取得者の割合の推移を推計した。

賃金関数の説明変数としては、①障害の程度、②年齢、③経験年数、④雇用形態(短時

間、有期等)、⑤企業規模、⑥事業所の常用障害者雇用比率、⑦性別、⑧地域別最低賃金(賃金率と同様に消費者物価指数により実質化)を用い、身体障害と精神障害の別に、また障害が判明した時点が採用前か後かで、サンプルを分けて推計した。

また 2013 年から 2018 年までの各グループの 2 時点の賃金変化については、Blinder-Oaxaca 分解に基づき、説明変数の分布(各集団の属性)が変化したことによる「構成変化」と、説明変数の係数自体が変化したことによる賃金関数の「構造変化」の大きさを各々推計した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の 2 次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

#### C. 研究結果

2013 年から 2018 年の 5 年間で、採用前に障害が判明していた精神障害雇用者の賃金は統計的に有意に上昇していた。さらに、Blinder-Oaxaca 分解によってこの賃金上昇の要因を検証したところ、地域別最低賃金の引上げ(構成変化)による影響が大きかったこと、また、相対的に障害程度の軽い精神障害 3 級の賃金率上昇(構造変化)もこれに寄与していたことを確認した。一方で、1000 人以上規模企業では、この上昇を相殺するような賃金率の低下(構造変化)も確認した。

また 2011 年から 2016 年にかけて、精神保健福祉手帳取得者のうち各等級取得者の割合を推計したところ、3 級手帳取得者の比率が他の等級に比べ増加しており、この増加傾向は生産年齢人口でより顕著であった。

#### D. 考察

精神障害者の賃金分布は知的障害者と同様に、かなり低い水準に偏っているため、最低賃金引上げが直接的な影響を与えた可能性が示唆される。

また、従来、困難を抱えながらも一般枠で就労していた、あるいは就労を目指していた、相対的に軽度の精神障害を抱える人々の一部が、手帳取得によってより働きやすい障害者雇用枠での就労に切り替えたとすれば、3 級精神障害の雇用者の集団属性に、賃金上昇に寄与する変化が生じた可能性が考えられる。

#### E. 結論

身体障害雇用者と比較して、精神障害雇用者の賃金分布は低く、知的障害者の賃金分布に近い。したがって、精神障害雇用者の賃金上昇はあっても、障害程度が相対的に軽い精神障害者への年金給付水準の低さ(たとえば障害厚生年金 3 級の給付水準)を埋め合わせるには不十分であった可能性が高い。実際に、地域別最低賃金との相関が高いことは、その賃金水準自体の低さを示すものと考えられる。精神障害雇用者の

賃金上昇が精神障害雇用者全体の貧困リスク緩和にどれほど寄与したかを把握することは、今後に残された課題である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

山田篤裕・荒木宏子(2023)「精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化：Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証」『医療経済研究』34(2): 68-86。

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

